「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	年金局

I. 確定拠出年金運営管理機関に関する手続

|1 手続の概要及び電子化の状況|

- (1)確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出
 - ① 手続の概要

確定拠出年金運営管理機関は、登録申請書の内容に変更があった場合には、その旨を主務大臣に 届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。紙による提出 100%、電子化率 0%。

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

- (1)確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出
- 〇 現在、確定拠出年金運営管理機関は、登録内容に変更があった際に、確定拠出年金運営管理機関に 関する命令様式第一号、第四号(必要に応じて第二号)(A4サイズ1枚又は2枚)を厚生労働省に 届け出ることとされている。
- 現行、既に多くの運営管理機関が郵送による届出を行っているところであるが、直接、厚生労働省に赴くことなく郵送やオンラインで手続を完結することができることについて、厚生労働省ホームページにおいて周知を行っている。
- 〇 また、届出に際し、厚生労働省への問い合わせに要するコストや、書類の記載事項の不備により返 戻された書類の修正及び再提出に係るコストの削減のため、多くの事業者から問い合わせが寄せら れる事項(例えば、添付書類の提出時期、変更内容に関係のない書類は再提出が不要か否か等)につ いて、Q&Aをホームページで公開する等により、周知を行っている。
- さらに、令和元年度より、登録事項や添付書類等の見直しについて検討する。
- 〇 なお、押印・電子証明の不要化については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において「各府省は、所管する法令に係る手続について、(中略)「オンラインによる本人確認の手法を決定するための進め方」に基づき、本人確認の手法の見直し等を実施し、中長期計画にその検討状況を組み込むものとする」と記載されたことを受け、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」に必要な見直しを盛り込む。

上記(1)について、令和元年度末までに、作業時間(問い合わせや返戻の時間含む)の 20%削減を 行う。